

知的財産権が消滅した客体に 対する法的保護の可能性

～ソリッドステーク事件を契機に～

大阪工業大学大学院 知的財産研究科 教授 **大塚 理彦**



要 約

意匠権の満了した商品の形態が不正競争防止法における商品等表示として保護を受け得るか否かが争点となった〔ソリッドステーク事件〕を採り上げ、原告意匠権の存在による商品等表示該当性判断への影響について、これを考慮したうえでなお商品等表示該当性を肯定するためには原告意匠権に基づく原告商品の形態に係る独占状態の影響が払拭された後に新たに原告商品の形態がその出所を表示するものとして特別顕著性と周知性を獲得したとの事情が認められることを要するとする裁判所の立場に反論を試みた。具体的には、この論点に関する裁判例の推移を確認した後、知的財産法各法の性質の相違と各法における機能的形態又は不可避的形態の取扱いから商品等表示該当性を検討するに当たって意匠権のみならずその他の知的財産権の存在を考慮する必要はないとの結論を得た。

目次

1. はじめに
2. 事案の概要
3. 第一審の判旨
4. 控訴審の判旨
5. 検討
6. おわりに

1. はじめに

意匠権の満了した商品の形態が不正競争防止法における商品等表示として保護を受け得るか否かが争点となった〔ソリッドステーク事件〕⁽¹⁾を採り上げ、知的財産権の存在とその後の商品等表示該当性の関係について検討を加える。知的財産権の存在を考慮したうえでなお商品等表示該当性を肯定するためには知的財産権に基づく独占状態の影響が払拭された後に新たに商品の形態がその出所を表示するものとして特別顕著性と周知性を獲得したとの事情が認められることを要するとする裁判所の立場に反論を試みる。

2. 事案の概要

原告は「主にキャンプ用品、登山用品等の開発・製造・販売等を業とする株式会社」であり、被告会社は「金属プレス加工等、船具等の販売、機械工具等の販売、家庭雑貨器物の販売を業とする株式会社」であり、いずれも新潟県三条市に本社をおく。また、被告Xは被告会社の代表取締役である。

テント、タープ用ペグである被告商品の販売等が原告の商品等表示である原告商品に対する周知表示混同惹起行為（不正競争2条1項1号）に該当するとして、被告商品の製造、譲渡等の差止め、被告商品の廃棄、損害金及び遅延損害金の連帯支払、謝罪広告の掲載を求めた事件である。図1は第一審判決書別紙に掲載の原告商品外観目録と被告商品外観目録に筆者が各部の名称を追記した図である。なお、原告商品は長さがそれぞれ20cm、30cm、40cm及び50cmの原告商品1ないし4からなる。同じく被告商品は長さが18cm、28cm、38cm及び48cmからなるとともに色にも違いがある。しかし、この点は争点とはなっていない。



図1 原告商品（左）と被告商品（右）

第一審は原告商品の商品等表示該当性を特別顕著性と周知性の両面から否定し、もって原告の請求を棄却した。控訴審は第一審と同じく原告商品の特別顕著性を否定したうえで、念のためとして周知性についても否定した。

3. 第一審の判旨

3. 1 争点

争点は複数存在するが、裁判所は原告商品の商品等表示該当性を否定したので「(1) 不競法2条1項1号の不正競争の成否（争点1）ア 原告商品の形態が原告の周知な商品等表示であるか（争点1-1）」以外の争点は判断の対象となっていない。

3. 2 商品の形態の商品等表示該当性について

従来の裁判例と同様に、商品の形態が商品等表示に該当するためには「〔1〕商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しており（特別顕著性）、かつ、〔2〕その形態が特定の事業者によって長期間独占的に利用され、又は極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実績等により、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっていること（周知性）を要する」とする一般論を示した。本件における需要者は「我が国においてキャンプ等のアウトドア・レジャーで使用するテント、タープ用ペグの購入及び使用に関心のある一般消費者並びにこれらを取り扱う事業者」とであると認定している。

3. 3 原告商品の形態的特徴について

原告は原告商品の形態について主位的主張に係る本件形態1と本件形態1をより具体化したものであって予備的主張に係る本件形態2を提示する。裁判所は、本件形態1について打撃部、フック、穴といった構成要素は多くのテント、タープ用ペグが備えるものであって抽象的に過ぎるとして採用せず、代わりに本件形態2を採用した。本件形態2はより具体的な特定事項を含むうえ⁽²⁾、原告は本件形態2について「原告商品は、この本件形態2に係る特徴により、くちばし（フック）、首（フックと平行に伸びる軸）、目（掛具部の穴）からなるフラミンゴの頭部のような印象を需要者に与え、需要者の注意を強く引き付けている。」と主張している。本件形態1と本件形態2による原告商品の形態の特定に関する詳細は省略する⁽³⁾。

3. 4 原告意匠権の存在による商品等表示該当性判断に対する影響について

(1) 原告意匠権

後述するように、原告は原告商品について鍛造されたスチールが構成材料である旨の主張をするが、原告意匠権⁽⁴⁾にはそのような旨の説明はない。なお、被告の主張によると、平成 29 年から令和 2 年にかけて本件形態 1 のすべての特徴を備えた意匠登録出願について、原告意匠権が引用されたうえで登録査定を受けたものが複数存在するとのことである⁽⁵⁾。

(2) 総論

裁判所は意匠権の存在とその後の商品等表示該当性の関係について「この原告意匠権の存在により、原告意匠に類似する形態の独占状態が生じ、これに伴って、特別顕著性及び周知性が獲得又は維持されるのは、当然のことであるから、このような独占状態に基づいて獲得又は維持された特別顕著性及び周知性のみを根拠として、原告商品の形態について不競法 2 条 1 項 1 号所定の商品等表示としての保護を認めることは、結局、原告意匠権の存続期間満了後も、第三者による原告意匠の利用を妨げることになる。このような事態は、価値ある意匠の提供の対価として一定期間の独占を認める一方、期間経過後はこれを公衆に開放することとした意匠権の制度趣旨に反する上、事業者間の公正な競争等を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与するという不競法の目的に反するものであって、相当でない。」と判示する。意匠権の満了した商品の形態に商品等表示該当性を認めることは本来であればパブリック・ドメインに帰すべき商品の形態についてその保護を延長することになり、意匠法の趣旨に反するうえ不正競争防止法の目的にも反するものであると説く。

一方で「もっとも、原告商品の形態に係る特別顕著性及び周知性が原告意匠権に基づく独占により生じ又は維持された場合でも、原告意匠権が消滅し、第三者の同種商品が市場に投入されて相当期間経過するなどして、原告意匠権に基づく原告商品の形態に係る独占状態の影響が払拭された後で、新たに原告商品の形態が出所を表示するものとして特別顕著で周知となったとの事情が認められれば、原告商品の形態について、不競法 2 条 1 項 1 号所定の商品等表示として保護する余地があると解すべきである。」とも判示して、意匠権の満了した商品の形態に商品等表示該当性を認める余地を残す⁽⁶⁾。

(3) 原告商品の形状等と原告意匠との類否

意匠権の満了した商品の形態の商品等表示該当性を判断するに当たっては、前提として商品等表示該当性が争われている商品の形態と登録意匠の形状等が同一又は類似であることが求められる。裁判所は「原告商品の形状等と原告意匠とは、需要者の視覚を通じて起こさせる全体的な美感を共通にしているものと認められる。したがって、原告商品の形状等は、原告意匠に類似するものといえる。」と判断した。これにより、裁判所は原告意匠権の存在によって原告商品の形態の独占状態が生じたと認定している。

(4) 原告意匠権に基づく原告商品の形態に係る独占状態の影響が払拭されたか

原告意匠権が満了したのは平成 24 年 5 月 30 日であるが、その後、平成 25 年に被告商品が販売されるまでの同種商品は 3 商品あり、被告主張によるとうち同種商品 1 は世界的に著名なブランドの商品であった。裁判所はこの時点では原告意匠権による独占状態の影響は継続していると判断した。

表 1 に示すように、平成 25 年に販売が開始された被告商品の年間販売数が原告商品の平成 25 年から令和 2 年までの平均年間販売数である約 58 万本と肩を並べたのは平成 30 年であり令和元年にはこれを大きく上回った。そこで、裁判所は遅くとも令和元年には原告意匠権による独占状態の影響は払拭されたものと判断した。

表 1 販売数一覧表 (別紙 2)

年	原告商品	被告商品	備考
平成 11 年～平成 16 年	635,133		
平成 17 年～平成 24 年	1,752,335		
平成 25 年	4,248,150	28,209	
平成 26 年		101,031	
平成 27 年		234,017	
平成 28 年		408,220	
平成 29 年		424,942	
平成 30 年		590,698	
令和元年		773,415	
令和 2 年		305,923	原告商品は同年 4 月まで、被告商品は同年 7 月 1 日まで

(5) 原告意匠権の存在を考慮する必要はないとの原告の主張について

「意匠権の存続期間中に広告宣伝しても不競法による保護を得られないのであれば、意匠権制度を設けた趣旨が没却されるし、不競法 2 条 1 項 1 号に基づく保護は、権利者による販売実績、広告宣伝の継続等がなければ失われるものであるから、意匠権の存続期間中に行った広告宣伝等により獲得又は維持された特別顕著性及び周知性も商品等表示該当性の基礎として考慮すべきである」との原告の主張に対し、裁判所は意匠法 1 条を参照して「意匠権が存続期間満了等により消滅した後は、何人も当該登録意匠を自由に利用できるようにすることで、更に産業の発達に寄与させることが前提とされていると解される。そうすると、登録意匠と同一又は類似する商品の形態につき、当該登録意匠に係る意匠権に基づく独占状態を前提として獲得又は維持された特別顕著性及び周知性を根拠として、当該意匠権の存続期間の満了後に直ちに不競法 2 条 1 項 1 号による保護を受け得るとすることは、上記の意匠の保護制度が前提とするところと相容れないというべきである。」と説示する。

また、そうであれば商品の販売から 3 年間は形態模倣商品提供行為（不正競争 2 条 1 項 3 号）による保護に期待し商品等表示該当性を獲得した後は周知表示混同惹起行為（同 1 号）又は著名表示冒用行為（同 2 号）の適用を可能とする方が意匠登録を受けるよりも合理的であるとする原告の主張に対し、裁判所は「意匠権者は、意匠権の存続期間中、当該登録意匠に係る物品の形状等を独占して利用することができるから、大規模な広告宣伝をすることなく、当該物品の販売等から多額の利益を得られる可能性がある。」ので原告の主張が合理性を有するとは必ずしもいえないとしてこれを否定した。加えて「確かに、登録意匠を利用した商品の形態が周知性を獲得するためには、その前提として意匠権者による当該物品に係る相応の販売実績や広告宣伝が必要になると考えられるものの、その周知性を獲得する過程において意匠権に基づく当該形態の独占状態が大きく寄与していることは明らかであるから、意匠権者による当該物品に係る販売、広告宣伝の有無及びその程度は、上記判断を左右する事情とはいえない。」として念を押した。

さらに、特許権及び実用新案権による保護はその客体である発明及び考案の実施の全部に及ぶ一方、意匠権による保護は物品の一形態の保護に留まるのであって第三者は他の形態を選択して市場に参入することが可能であるから公正な競争を阻害することはないとの原告の主張に対し、裁判所は「しかし、第三者において、意匠権の存在により、その対象となった形状等と同一又は類似の形状等を選択して市場に参入できないという点では、特許権及び実用新案権が存在する場合と変わりが無いというべきである。そして、意匠法も、特許法及び実用新案法と同様に、意匠権消滅後の意匠の自由利用を志向しているものと解するのが相当である。そうすると、原告が主張する根拠のみをもって、意匠権による影響について特許権及び実用新案権による影響と別異に解するのは、無理があるといわざるを得ない。」としてこれを排斥した。

3. 5 原告商品の形態の特別顕著性について

裁判所は原告意匠権による独占状態の影響が払拭されたと判断される令和元年以降において原告商品の形態に特別顕著性が認められるか否かを検討した。本件特徴2〔1〕のうち「鍛造されたスチールが構成材料として選択された」との点を除く形態的特徴は本件同種商品の多くが備える特徴であると認定された。また、仮に「鍛造されたスチールが構成材料として選択された」との点が他の同種商品と対比されるべき特徴であるとしても需要者において通常の用法に従って使用する際に五感によって認識できるものではないし、いくつかの本件同種商品がこれを備えている。結論として、「令和元年以降、原告商品の形態的特徴の大半を備えた同種商品が、被告商品を含めて複数種類、かつ、原告商品の販売数と同程度以上の数量が市場に流通している」として原告商品の形態の特別顕著性を否定した。

3. 6 新たに原告商品の形態が出所を表示するものとして周知となったか

裁判所は「令和元年以降、原告商品の形態的特徴の大半を備えた同種商品が、被告商品を含めて複数種類、かつ、原告商品の販売数と同程度以上の数量が市場に流通している」から「需要者の認識において、原告商品の形態は、同種商品の形態に埋没している可能性が高い。」と認定した。また、令和元年以降、極めて強力な広告宣伝が行われているともいえず、さらに、原告が実施したアンケートはむしろ原告商品の形態が出所を表示するものとして広く知られていないことを示すものといえると判断した。以上により、原告商品の形態について原告の周知な商品等表示であると認めることはできないと結論づけた。

4. 控訴審の判旨

4. 1 原告商品の形態が控訴人の周知な商品等表示であるか

第一審と同様に、商品の形態が商品等表示に該当するためには特別顕著性と周知性を要するとする一般論を示したうえで、以下のように判示した。すなわち、第一審が原告意匠権による影響が払拭された令和元年以降について商品等表示該当性を検討したところ、控訴審はこれを民事訴訟における原則に従って改めたうえ「基準時」を認定した⁷⁾。それによると、損害賠償請求については平成29年11月10日から令和2年11月9日までの期間、差止請求については口頭弁論終結時が基準時となる。

なお、第一審において原告は、原告商品の販売開始から約10年が経過した平成16年当時における原告商品の特別顕著性と周知性を主張したが、当時は原告意匠権が存続していた。これに対して被告は、平成29年から令和4年における同種商品の存在を理由に原告商品の特別顕著性を否定する主張を展開した。

4. 2 特別顕著性

控訴人は表面にざらつきがあることで溶解された鉄が研磨されずに製品になったような無骨なイメージを需要者に与えること、軸部と掛具部により真直ぐに伸びるくちばし（掛具部のフック）、首（フックと平行に伸びる軸）、目（掛具部の穴）からなるフラミンゴの頭部のような印象を需要者に与えることという二点を本件特徴的部分であると主張した。これに対して裁判所は「これらの形態は、（イ）以下のとおり、いずれも技術的合理性又は商品の機能に由来するものであり、かつ、乙第39、40号証、控訴人及び被控訴人の申立てに基づく各検証の結果によれば、控訴人の各請求の基準時の前後に販売されていたものである本件同種商品（別紙参照）の多くに全部又は一部みられるところであって、他の商品に見られない顕著な特徴を有する形態ということとはできない。」として排斥した。

4. 3 周知性

周知性についても「原告商品のような実用品では、ユーザーは商品形態というよりは、性能、ブランド名等で商品を選択していることが理解でき、原告商品の形態的特徴は同種商品の中で埋没しているもので、需要者において本件特徴的部分を有する原告商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっているとはいえないとい

うべきである。」として原告商品の形態について基準時において周知な商品等表示に該当していたものと認めることはできないと結論づけた。

5. 検討

5. 1 賛否

結論には賛成するものの第一審の判示には疑問の余地を残す。本件については、控訴審の判示のように、原告意匠権の存在による影響について検討するまでもなく、基準時において原告商品の形態は特別顕著性と周知性を有しないので商品等表示に該当しないとすれば足りる⁽⁸⁾。もっとも、知的財産権が消滅した客体が基準時においてなお特別顕著性と周知性を有し、不正競争防止法2条1項1号に規定される商品等表示に該当する場合が問題となる⁽⁹⁾。控訴審は原告意匠権の存在による影響について判断を示していないので、以下第一審の判示に対して検討を加えることとする。なお、原告商品の形態的特徴について第一審は、原告が主的に主張する本件形態1は形態の特定性を欠くとして予備的に主張する本件形態2を採用したが形態の特定性に係る検討については機会を改めたい。

5. 2 知的財産権の存在（総論）

（1）裁判例の推移

意匠権の存在に係る〔配線カバー事件〕⁽¹⁰⁾において裁判所は「第一審原告は、前記意匠権の存在を前面に出して原告商品（一）ないし（三）の宣伝、広告活動をしたことはほとんどなく、原告商品（一）ないし（三）の形態の周知性は、多分に、第一審原告及び原告組合員の宣伝、広告活動や第一審原告の販売実績等により形成されたものと認められ」として意匠権の存在による周知性への影響を否定している。

一方、特許権の存在に係る〔PC フレーム事件〕⁽¹¹⁾において裁判所は知的財産権の存在による周知性への影響を認めたうえで、それでもなお周知性を認め得るための要件もあわせて判示した。それによると、競合製品が市場に投入されて相当期間経過する等、独占状態の影響が払拭された後でもなお周知であるとの事情等が求められるとする。

これに対して、実用新案権の存在に係る〔不規則充填物事件〕⁽¹²⁾において裁判所は知的財産権の存続期間満了後相当期間が経過すれば足り同種競合製品が市場に投入されることによって競争が生じることは必ずしも必要ではないと判示する。すなわち、知的財産権の存続期間満了後相当期間が経過して第三者が同種競合製品をもって市場に参入する機会が十分にあったと評価されれば足りるのであって、現実には第三者が同種競合製品をもって市場に参入することまでは要しないとした。現実には第三者が同種競合製品をもって市場に参入した後に商品等表示該当性を回復することはおよそ不可能に近いようにも思われる。なお、〔不規則充填物事件〕判決後に被控訴人は不規則充填物に係る立体商標の商標登録出願を行い商標登録を受けている⁽¹³⁾。

しかし、特許権と意匠権の存在に係る〔吸入薬事件〕⁽¹⁴⁾において裁判所は「知的財産権の存続期間が経過し、第三者の同種競合商品が市場に投入されて相当期間経過するなどして、知的財産権を有していたことに基づく独占状態の影響が払拭された後で、なお控訴人商品の形態が出所を表示するものとして周知であるとの事情が認められれば、不競法2条1項1号を適用する余地がある」として第三者の同種競合商品が市場に投入されて相当期間経過すること等を再び要件とし本件に至る。

なお、商標登録における商標法3条2項該当性の判断においても知的財産権の存在による影響が現れる⁽¹⁵⁾。特許権の存在に係る〔合成樹脂製止め具事件〕⁽¹⁶⁾において裁判所は「例えば、特許権による独占とは無関係に自他識別力を取得した等の特段の事情の認められない限り、使用により自他識別力を取得したと認めることはできない」として不正競争防止法の周知表示混同惹起行為（不正競争2条1項1号）における周知性への影響と同様の判示をした⁽¹⁷⁾。〔合成樹脂製止め具事件〕の方が〔PC フレーム事件〕に先行する。

（2）検討

本件において裁判所は意匠権の存在による周知性への影響について〔PC フレーム事件〕〔吸入薬事件〕と同様の判示をした。そのうえで、原告商品の形状等と原告意匠の類似性を肯定し、もって原告意匠権の存在による原告

商品の形態の独占状態が生じたと認定した。さらに、原告意匠権の存在による独占状態の影響が払拭されたのは、原告意匠権が満了した後の年毎の被告商品販売数が原告商品平均年間販売数を越えた年の翌年である令和元年であるとした⁽¹⁸⁾。

裁判所は原告意匠権の存在を考慮する必要はないとの原告の主張について「意匠権が存続期間満了等により消滅した後は、何人も当該登録意匠を自由に利用できるようにすることで、更に産業の発達に寄与させることが前提とされている」と判示する。これに対して筆者は意匠権を含む知的財産権の存在による周知性への影響を考慮する必要はないとする立場を採る。すなわち〔配線カバー事件〕の判示を正当と考える。

技術レベルの優劣は容易に判断可能であるから技術的思想の創作を保護する特許法は収斂の世界に立ち位置があるといえることができる。劣った技術は優れた技術に置き換えられ、劣った技術は淘汰されて一つの優れた技術に収斂していくのである。そして、現在は優れた技術であっても、将来においてはより優れた技術によって乗り越えられていくのである。これに対して著作権法は優れた著作物を保護するようなシステムを採用してはいない。芸術性の優劣は裁判官のよく判断しうるところではないからである。芸術性の判断は見る者によって、あるいは時代によって変化してもまったく構わない。著作権法は多様性の世界に立ち位置があるといえることができる。

意匠法は著作権法と同様に多様性の世界に立ち位置があると考えている⁽¹⁹⁾。特許権が消滅した技術はより優れた技術によって置き換えられている可能性が高く⁽²⁰⁾、そのような技術は特許権が消滅した後に低価格帯の商品に採用されることはあっても、それを越えてさらに産業の発達に寄与するとは考えにくい⁽²¹⁾。〔膝臓疾患治療剤事件〕⁽²²⁾において最高裁は発明の奨励と発明の利用が産業の発達に寄与するとし、特許権の消滅後は発明の自由な利用が公益に資すると述べるに留まる。一方、意匠権が消滅した意匠については、そのような意匠をあえて採用すべき理由を欠く。また、意匠権が消滅した意匠を採用した商品が多数現れることを意匠法が期待しているとも考えられない⁽²³⁾。

次に、知的財産法の中核をなす六法の保護範囲を図2に示す⁽²⁴⁾。特許法のみが思想を保護する法律であり、意匠法を含むその他の知的財産法は表現を保護する法律である。そのため特許法の保護範囲には類似という概念が存在せず、均等という例外を除いてその保護範囲は一つの円でもって画される。これに対して、意匠法を含むその他の知的財産法は特定の表現を保護する法律であるから、その保護範囲は特定の表現と同一又は類似という二つの円でもって画される。なお、特許法以外の法による保護の最外延を示す円の大きさは便宜上特許法によるそれと同じに描いているが、特許法による保護の最外延を示す円の大きさは特許法以外の法によるそれよりも遥かに大きいと観念される。

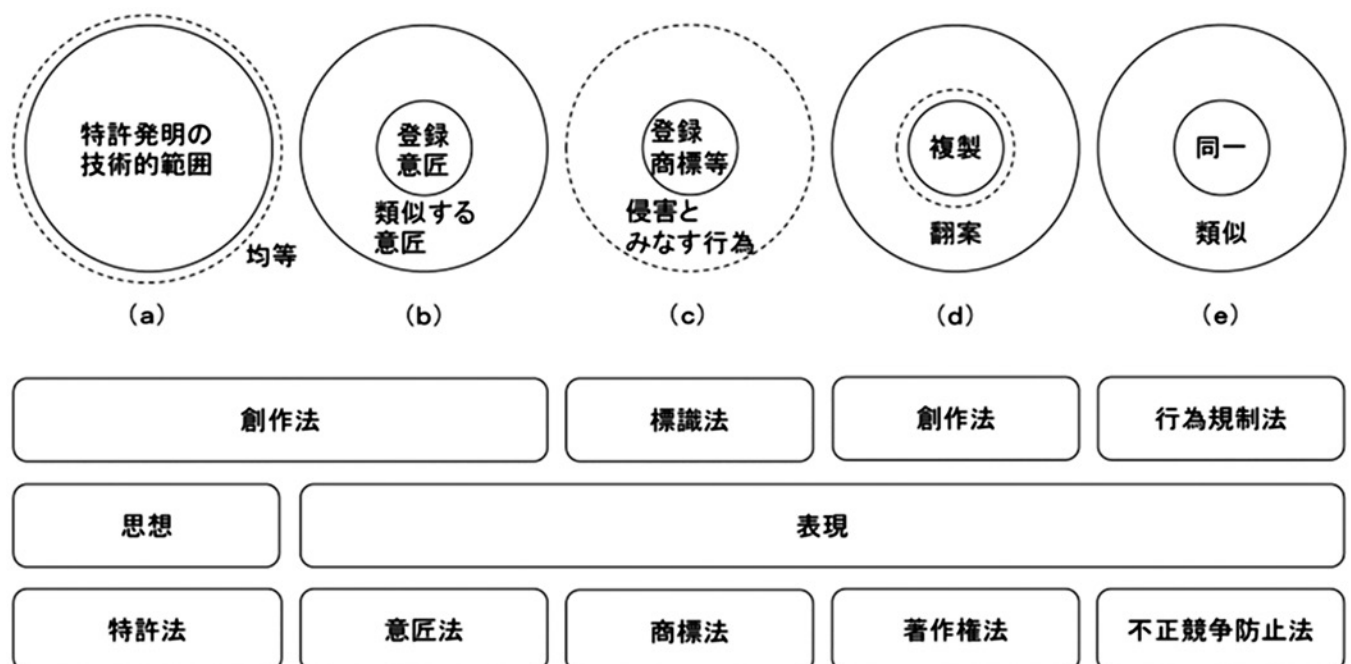


図2 知的財産法の中核をなす六法の保護範囲

特許法は思想を保護する法律であるから特許発明の技術的範囲には様々な実施の形態が含まれることが通例であるが、特許発明の実施が必然的に特定の形態として現出する場合もあり、そのような形態は特定の技術的効果を奏するための機能的形態又は不可避的形態であると解される⁽²⁵⁾。一方、機能的形態又は不可避的形態のみからなる形態は不正競争防止法2条1項1号に規定される商品等表示に該当しないことは裁判実務として定着しているものと思われる⁽²⁶⁾。そうすると、特許権が消滅した後であっても機能的形態又は不可避的形態のみからなる形態は商品等表示該当性が否定される。同様に、商標法は商標登録を受けることができない商標として商品等が当然に備える特徴のうち立体的形状のみからなるものをあげる（商標4条1項18号・商標法施行令1条の2）。

いずれも機能的形態又は不可避的形態のみからなる形態について商品等表示該当性が否定されたり商標登録を受けることができない商標とされたりするのであって、機能的形態又は不可避的形態を一部に含む形態であってもその他の部分に特別顕著性又は識別力を有していれば商品等表示該当性が肯定され得るし商標登録を受けることもできる。商標法においては同法3条2項の適用を受け得る余地もある。以上の通りであるから、特許権の存在を考慮することなく商品等表示該当性又は商標登録の可否を判断すれば足りるのであって、それによって特許権の消滅後も第三者による特許発明の利用を妨げてしまうということはない⁽²⁷⁾。

意匠法は意匠登録を受けることができない意匠として物品の機能を確認するために不可欠な形状のみからなるものをあげる（意匠5条3号）⁽²⁸⁾。従って、機能的形態又は不可避的形態のみからなる形態はそもそも意匠登録を受け得ない。また、意匠の登録要件である新規性（意匠3条1項）と創作非容易性（意匠3条2項）は不正競争防止法2条1項1号に規定される商品等表示の要件である特別顕著性又は商標の登録要件である識別力（商標3条1項）とは異なる概念である⁽²⁹⁾。新規性と創作非容易性を有する意匠であっても特別顕著性又は識別力を有しないものはいくらかでも存在するし、登録意匠においては特別顕著性又は識別力を有しないものが大半であると思われる⁽³⁰⁾。従って、意匠登録を受けた意匠がさらに特別顕著性又は識別力を有しているか否かは改めて検討されなければならないが、それでもって足りるのであって意匠権の存在を考慮する必要はない。

5. 3 知的財産権の存在（各論）

（1） 独占による影響

本件において裁判所は「意匠権者は、意匠権の存続期間中、当該登録意匠に係る物品の形状等を独占して利用することができるから、大規模な広告宣伝をすることなく、当該物品の販売等から多額の利益を得られる可能性がある。」と説示する。しかし、このようなことは実務の肌感覚からは大きく乖離しているといわざるを得ない。意匠登録出願をしたからといって広告宣伝費を減額するといったことはあり得ない⁽³¹⁾。

また、周知性について裁判所は「その前提として意匠権者による当該物品に係る相応の販売実績や広告宣伝が必要になると考えられるものの、その周知性を獲得する過程において意匠権に基づく当該形態の独占状態が大きく寄与していることは明らかである」とも説示する。しかし、意匠法は著作権法と同様に多様性の世界に立ち位置があるのであって他人の商品の意匠と同一又は類似の意匠を採用した商品を世に出すことは、たとえそれが適法であっても企業人としては忌避すべきことだと考えられる。他人の商品の意匠と同一又は類似の意匠を採用しなくても独自の意匠を採用する余地は十分に残されている。

なお、本件において裁判所は「この原告意匠権の存在により、原告意匠に類似する形態の独占状態が生じ、これに伴って、特別顕著性及び周知性が獲得又は維持されるのは、当然のことである」と説示する。しかし、仮に特別顕著性を有していたとしてそれが維持されることは首肯できるが獲得されるとは考えられない。また、周知性が獲得又は維持されるのは意匠権の存在によるのではなく〔配線カバー事件〕の説示の通り意匠権者による広告宣伝活動や販売実績等によるのである。

（2） 保護法益

商標法と不正競争防止法は現時点における公正な取引秩序を維持することを保護法益の一つとする法であり⁽³²⁾、その保護法益がその他の知的財産法に劣後するとも考えられない。なお、本件において裁判所は、意匠権の存在を

考慮しないことは「意匠権の制度趣旨に反する上、事業者間の公正な競争等を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与するという不競法の目的に反する」と判示するが、現に混同が生じているにも関わらずこれを不正競争として問責しないことが真に法目的に沿うものかは疑問がある。

(3) 本件における裁判所の判示が残す課題

本件における裁判所の判示の如く、意匠権の消滅後における不正競争防止法2条1項1号に規定される商品等表示該当性を検討するに当たって、意匠権の存在による独占状態の影響が払拭された後で新たに特別顕著性と周知性を獲得したことを要するとする立場を採る場合、秘密意匠制度（意匠14条）の存在、令和元年意匠法改正による関連意匠制度の拡充（意匠10条）、意匠権が意匠登録無効審判（意匠48条）によって無効にされたとき、意匠権が満了ではなく年金不納によって消滅したとき、不正競争防止法の周知前使用による適用除外（不正競争19条1項4号）等の取扱いが問題となるが⁽³³⁾、筆者の立場を採る場合、そのような事情を考慮する必要はない。また、知的財産権の存続期間中に知的財産権の侵害と周知表示混同惹起行為（不正競争2条1項1号）をともに争う場合、知的財産権の存在による独占状態の影響は考慮されないが、このこととの整合性はどのように考えればよいのかという問題も残る⁽³⁴⁾。

なお、意匠権の存在による独占状態の影響が払拭された後で新たに特別顕著性と周知性を獲得したことを要するとする立場に対して「結果として技術の独占が継続するということを容認している。」との批判がある⁽³⁵⁾。また、意匠権が消滅し第三者の同種商品が市場に投入されて相当期間経過すると特別顕著性と周知性が低減するのはむしろ当然ではなかろうか。そうならないように、不正競争防止法の周知表示混同惹起行為が規定されているようにも思われる。

6. おわりに

知的財産法各法の性質の相違と各法における機能的形態又は不可避的形態の取扱いから商品等表示該当性を検討するに当たって意匠権のみならずその他の知的財産権の存在を考慮する必要はないことを論じた。今後は本論点に関連する新たな裁判例の蓄積を待つとともに本論点に関する議論が活発化することを期待したい。

※本稿は2025年10月18日に開催された第183回同志社大学知的財産法研究会において報告させていただいた内容に基づく。当日貴重なご意見を賜った先生方に心より御礼申し上げます。

(注)

- (1) 東京地判令和6年7月5日令和2年（ワ）第28384号〔ソリッドステーク事件〕、知財高判令和7年5月29日令和6年（ネ）第10067号〔ソリッドステーク事件〕。第一審を採り上げた論説・解説として青木大也「商品の形態の商品等表示該当性判断における意匠権の影響—ソリッドステーク事件による展開とその課題—」L&T No.108（2025）24頁。
- (2) 具体的な特定事項として、軸の形状（本件特徴2〔1〕）、穴の位置（本件特徴2〔4〕ウ）、フックの相対的な長さや形状（本件特徴2〔4〕エ）、掛具部の相対的な厚さ（本件特徴2〔4〕オ）、フックと軸との間の隙間（本件特徴2〔4〕カ）、掛具部の上部の形状（本件特徴2〔4〕キ）。
- (3) 被告は商品の形態について形態模倣商品提供行為（不正競争2条1項3号）における「商品の形態」を定義する不正競争防止法2条4項を参照するが、この定義を商品の形態の商品等表示該当性についてそのまま適用できるか否かは議論のあるところであろう。周知表示混同惹起行為（不正競争2条1項1号）の保護法益は事業者が事業活動によって積み上げた営業上の信用であり、形態模倣商品提供行為の保護法益は商品開発のための投下資本労力である。
- (4) 意匠登録第990949号、平成9年5月30日登録、平成24年5月30日満了。
- (5) 意匠権の権利範囲の狭さがうかがえる。権利取得の場面と権利行使の場面は異なるというものの、全体意匠の意匠権のみによる保護は登録意匠を実施した商品と同一の商品又は極めて類似した商品にしか及ばないと割り切ったうえで部分意匠、関連意匠の各制度を活用すべきである。なお、意匠の類否判断は対比観察を原則とするが、不正競争防止法における商品等表示の類否判断は離隔観察を原則とする。東京地判平成20年12月26日判時2032号11頁〔黒烏龍茶事件〕。
- (6) 事案は異なるものの、同様の判示は普通名称の商品等表示への転換においても現れる。大阪高判平成19年10月11日判時1986号

- 132 頁〔正露丸事件〕。「普通名称の商品等出所表示への転換を認めるに当たっては、例えば、同業他者が消滅し、当該特定の者のみが当該名称を使用して当該商品ないしサービスを提供するような事態が継続し、あるいは、何らかの事情により当該商品ないしサービスが一旦、全く提供されなくなり、一時、人々の脳裏から当該名称が消え去った後、当該特定の者が当該名称を自己の商品等表示（商標）として当該商品ないしサービスの提供を再開するなどの事態が生じ、当該名称が当該特定の者の商品等表示（商標）と認識されるようになったこと等を要するというべきである。」こちらは市場における公正な取引秩序維持の観点から相当と解されるが、本件についてはいかがであろうか。
- (7) 最判昭和 63 年 7 月 19 日民集 42 卷 6 号 489 頁〔自動車用アース事件〕。「自己の商品表示が不正競争防止法一条一項一号にいう周知の商品表示に当たると主張する甲が、これに類似の商品表示の使用等をする乙に対してその差止め等を請求するには、甲の商品表示は、不正競争行為と目される乙の行為が甲の請求との関係で問題になる時点、すなわち、差止請求については現在（事実審の口頭弁論終結時）、損害賠償の請求については乙が損害賠償請求の対象とされている類似の商品表示の使用等をした各時点において、周知性を備えていることを要し、かつ、これをもって足りるというべきである。」
- (8) 原告商品の形態の商品等表示該当性を肯定したとしても掛具部の上部に打撃部を設けた原告商品と掛具部と打撃部を一体化した被告商品とでは看者に与える印象が大きく異なるので非類似といえるのではなかろうか。
- (9) 同様の問題は知的財産権が消滅した客体について商標登録を受けようとする場合にも現れる。
- (10) 東京高判平成 5 年 2 月 25 日知的裁集 25 卷 1 号 33 頁〔配線カバー事件〕。
- (11) 東京高判平成 15 年 5 月 22 日平成 15 年（ネ）第 366 号〔PC フレーム事件〕。同旨の裁判例として特許権と意匠権の存在に係る知財高判令和 5 年 10 月 4 日令和 5 年（ネ）第 10012 号〔吸入薬事件〕。
- (12) 知財高判平成 30 年 2 月 28 日平成 29 年（ネ）第 10068 号他〔不規則充填物事件〕。
- (13) 商標登録第 6311487 号。被控訴人は商標法 3 条 1 項 3 号に係る拒絶理由に対して同条 2 項該当性を主張する意見書において前掲注・12〔不規則充填物事件〕に係る裁判所の判断について述べている。
- (14) 前掲注 11・〔吸入薬事件〕。
- (15) 参考として堀江亜以子「立体商標の登録要件」日本工業所有権法学会編『特許制度と競争政策 日本工業所有権法学会年報 第 33 号』（有斐閣・2009 年）1 頁。
- (16) 知財高判平成 13 年 11 月 27 日平成 13 年（行ケ）第 4 号〔合成樹脂製止め具事件〕。
- (17) 同旨の裁判例として実用新案権と意匠権の存在に係る東京高判平成 13 年 12 月 28 日判時 1808 号 96 頁〔釣竿用導糸環事件〕。〔釣竿用導糸環事件〕において裁判所は傍論ながら「確かに、旧不正競争防止法 1 条 1 項 1 号の商品表示性と商標法 3 条 2 項の自他商品の識別力は、共に形状から出所を判断し得るという点において共通しており、自他商品の識別力を有する標章が我が国の国内において広く知られるに至った場合に、旧不正競争防止法 1 条 1 項 1 号所定の周知性が獲得されると解される。」と説示する。他に知財高判平成 30 年 1 月 15 日判タ 1454 号 91 頁〔くい事件〕。
- (18) 原告意匠権は平成 24 年 5 月 30 日に満了したので、原告意匠権の存在による独占状態の影響が払拭されるまで約 6 年を要したことになる。
- (19) 意匠法と著作権法には応用美術について保護範囲の重複が見られる。前掲注・12〔不規則充填物事件〕の評釈ではあるが長谷川遼「知的財産権に基づく周知性」別冊ジュリスト No.248（2020）162 頁。
- (20) 特に年金不納により消滅した場合はその可能性が高い。
- (21) 後発医薬品が後発医薬品メーカーの経営に貢献することはあり得るし、医薬品以外にも家具や家電といった商品において同様の経営戦略を採用する企業も存在するが、産業の発達に寄与しているとまではいえないように思われる。
- (22) 最判平成 11 年 4 月 16 日民集 53 卷 4 号 627 頁〔脾臓疾患治療剤事件〕。「特許制度は、発明を公開した者に対し、一定の期間その利用についての独占的な権利を付与することによって発明を奨励するとともに、第三者に対しても、この公開された発明を利用する機会を与え、もって産業の発達に寄与しようとするものである。このことからすれば、特許権の存続期間が終了した後は、何人でも自由にその発明を利用することができ、それによって社会一般が広く益されるようにすることが、特許制度の根幹の一つであるといえることができる。」
- (23) 著作権法も著作権が消滅した著作物の単なる類似作品の量産を期待するのではなく新たな創作性が付与された作品の誕生を期待するのである。なお、一貫したデザインコンセプトによるブランド構築を支援するため令和元年意匠法改正によって存続期間の延長（意匠 21 条）と関連意匠制度の拡充（意匠 10 条）が図られたことは記憶に新しい。
- (24) 大塚理彦「機能的形態の保護」パテント Vol.75 No.9（2022）101 頁。
- (25) 両者の相違については深入りしないこととする。実用新案法においても同様である。特許発明の構成要件のすべてではなく特許発明の本質的部分に限ると解してもよいかもしれない。
- (26) 東京地判昭和 41 年 11 月 22 日判時 476 号 45 頁〔組立式押入れタンス事件〕、東京高判平成 13 年 12 月 19 日判時 1781 号 142 頁〔ルービックキューブ事件〕、東京地判平成 17 年 2 月 15 日判時 1891 号 147 頁〔マンホール用ステップ事件〕、東京地判平成 17 年 5 月 24 日判時 1933 号 107 頁〔マンホール用足掛具事件〕、大阪地判平成 19 年 4 月 26 日判時 2006 号 118 頁〔連結ピン事件〕、大阪地判平成 23 年 10 月 3 日判タ 1380 号 212 頁〔水切りざる事件〕、知財高判平成 28 年 7 月 27 日判タ 1432 号 126 頁〔エジソンのお箸

事件]。

- (27) 機能的形態又は不可避的形態を含む商品等表示又は登録商標であっても、機能的形態又は不可避的形態以外の部分が相違するのであれば不正競争防止法違反又は商標権侵害を構成することはない。
- (28) 同様に他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠も意匠登録を受けることができない（意匠 5 条 2 号）。
- (29) 創作非容易性（意匠 3 条 2 項）の基準となる判断主体は当業者であるのに対して特別顕著性又は識別力の基準となる判断主体は需要者又は取引者である。
- (30) 本件における原告意匠もその一例であろう。もちろん特別顕著性又は識別力を有する登録意匠も存在する。形態は機能性・美感性・識別性という三つの側面を有する。前掲注 24・大塚。なお、前掲注 17・〔釣竿用導糸環事件〕において裁判所は「意匠として創作性を有するが自他商品識別性を欠く商品形状は、意匠登録を受けることは可能であっても、自他商品識別力を獲得することはできず、商標登録を受けることはできないのである。」と判示する。
- (31) 国内外のデザイン賞を受賞した実績は広告宣伝効果につながる。
- (32) 例えば商標法における識別力の獲得（商標 3 条 2 項）、商標登録無効審判（商標 46 条）の除斥期間に係る規定（商標 47 条）や逆混同、不正競争防止法における営業秘密や限定提供データの使用の差止めに係る消滅時効（不正競争 15 条）等。逆混同について東京地判平成 11 年 4 月 28 日判時 1691 号 138 頁〔ウイルスバスター事件〕。これに対して創作法たる特許法、意匠法は独占排他権の付与によって将来における産業の発達に期待する。
- (33) 前掲注 1・青木。特許権の場合には、特許無効審判（特許 123 条）における訂正の請求（特許 134 条の 2）によって特許発明の技術的範囲が限縮されるときもある一方、均等論の適用によってわずかではあるが特許発明の技術的範囲が拡張されるときもある。
- (34) 最も大きな問題ではないかと考えられるが、裁判所は権利が実質的に延長されることにのみ厳格な態度を示すように思われる。権利の存続中周知表示混同惹起行為を肯定し意匠権侵害に係る判断を示さなかった裁判例として東京地判令和元年 12 月 18 日平成 30 年（ワ）第 1484 号〔LED ペンライト事件〕、著作権侵害を肯定し周知表示混同惹起行為を否定した裁判例として東京地判令和 2 年 11 月 30 日平成 30 年（ワ）第 26166 号〔組立家屋事件〕。
- (35) 宮脇正晴「不正競争防止法の商品等表示の規制におけるパブリック・ドメインの確保」同志社大学知的財産法研究会編『知的財産法の挑戦Ⅱ』（弘文堂・2020 年）307 頁。

（原稿受領 2026.2.3）

パンフレット「弁理士info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、
イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。
一般向き。A4判22頁。

価格

一般の方は原則として無料です。
（送料は当会で負担します。）



◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。